

審査員による登録証明書・登録カードの
取扱いに関する要領

CEMSAR RA 500

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年9月22日	制定

審査員による登録証明書・登録カードの取扱いに関する要領

本要領は、CEMSAR に登録されたエネルギー審査員による登録証明書・登録カードの取扱いに関する要領を指定するものである。

1. 登録証明書及び登録カードの目的

「登録証明書」は、エネルギー審査員が CEMSAR にエネルギー審査員として登録していることを示す証書であり、CEMSAR のエネルギー審査員であることを証明する必要があるときに用いることを目的としている。

「登録カード」は、審査活動に携帯し、審査員が CEMSAR に登録していることを、被審査者等の利害関係者に示す必要があるときに用いることを目的としている。

2. 登録証明書及び登録カードの発行

登録証明書及び登録カードの発行は、「エネルギーマネジメントシステム審査員の資格基準に関する補足 (CEMSAR AA 200)」に規定するところによる。

3. 登録証明書及び登録カードの使用条件

- 1) 登録証明書及び登録カードを第三者へ貸与又は譲渡してはならない。
- 2) エネルギー審査員の身分を証明する目的以外に使用してはならない。
- 3) その他誤解を招くような方法で使用してはならない。

4. 登録証明書及び登録カードの不適切な使用に対する処置

- 1) エネルギー審査員が、本要領に反して登録証明書及び登録カードを使用した場合、CEMSAR は、当該のエネルギー審査員に対して是正を指示することができる。
- 2) CEMSAR の是正指示に対して適切な対応がとられない場合は、CEMSAR は、当該のエネルギー審査員の登録の一時停止又は取消しを行うことができる。

5. 登録証明書及び登録カードの返却

登録の失効及び取り消しの場合、登録証明書及び登録カードを速やかに CEMSAR へ返却するものとする。